

会 議 録

1 会 議 の 名 称	議会運営委員会
2 日 時	平成 2 7 年 2 月 1 8 日 (水) 午前 9 時 3 0 分 開会 午前 1 0 時 4 2 分 閉会
3 場 所	第 1 委員会室
4 出 席 者 (9 人)	越水 清 安藤 玄一 相馬 欣行
	瀬戸洋四郎 横田 典之 小林 京子
	舘 大樹 山田 昌紀 小沼 富夫 (議長)
5 欠 席 者	なし
6 委 員 外 議 員	土山由美子
7 説 明 員	総務部長 (小林博己)
	総務課長 (古尾谷光宏)
	総務課主幹 (細野文和)
8 傍 聴 者	なし
9 事 務 局	局長 参事 (兼) 次長 主査 主査
1 0 会 議 の て ん ま つ	別紙のとおり

議 題 1 平成27年3月定例会の運営について
2 委員会の機能充実について

午前9時30分 開会

○委員長【越水清議員】 おはようございます。ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

ここで、議長からご挨拶をお願いいたします。

○議長【小沼富夫議員】 おはようございます。来週の火曜日から3月定例会が始まるわけでありますけれども、本日は、3月定例会の運営についてと委員会の機能充実についての2案件についてご協議いただくことになっておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

簡単ですけれども、ご挨拶にかえます。

○委員長【越水清議員】 ただいま議長からお話もございましたが、本日は、3月定例会の運営と委員会の機能充実の2点についてご協議をいただきます。

初めに、3月定例会の運営についてを議題とします。総務部長から、ご挨拶及び執行者側の議案説明をお願いいたします。

○総務部長【小林博己】 皆さん、おはようございます。本日は、2月24日火曜日に招集いたします伊勢原市議会3月定例会の市長提出議案等についてご説明をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

3月定例会に提出いたします議案等につきましては、平成27年度当初予算議案が6件、条例の制定議案が2件、条例の一部改正議案が10件、補正予算議案が6件、その他の議案が2件、報告案件が6件、合計32件となっております。

まず、平成27年度当初予算6議案につきましてご説明いたしますので、平成27年度予算及び予算説明書をごらんいただきたいと思います。

○議案第1号 平成27年度伊勢原市一般会計予算

1ページをお開きください。平成27年度当初予算案は、一般会計の予算規模が303億1600万円、前年度と比べまして、5.1%、14億6400万円の増となりました。また、5つの特別会計を合わせた全会計の予算規模は545億2400万円で、前年度と比べまして、6.1%、31億2100万円の増となりました。

7ページをごらんください。歳入歳出の総額を、歳入歳出それぞれ303億1600万円と定めまして、また、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用につきまして、それぞれ定めるものでございます。

主な事業の内容につきましては、平成27年度予算の概要に記載してございますので、後ほどご確認をお願いいたします。

○議案第2号 平成27年度伊勢原市国民健康保険事業特別会計予算

233ページをお開きください。歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ

１２０億６３００万円と定めまして、一時借入金及び歳出予算の流用につきまして、それぞれ定めるものでございます。

なお、予算規模は、保険財政共同安定化事業拠出金、一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費の増加などによりまして、前年度と比べまして、１２億円、１１．０％の増となっております。

○議案第３号 平成２７年度伊勢原市下水道事業特別会計予算

２７９ページをお開きください。歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ４５億８００万円と定めまして、継続費、債務負担行為、地方債及び一時借入金につきまして、それぞれ定めるものでございます。

予算規模につきましては、施設維持管理費や、第２号及び第３号公共下水道管渠整備事業費の増加はございますけれども、終末処理場整備事業費、また、公債費の減少等によりまして、前年度と比べて２２００万円、０．５％の減となっております。

○議案第４号 平成２７年度伊勢原市用地取得事業特別会計予算

３１９ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ２億３０００万円と定めまして、また、地方債につきまして定めるものでございます。

予算規模につきましては、伊勢原駅前線整備事業用地取得費の増加によりまして、前年度と比べて、１億３８００万円、１５０．０％の増となっております。

○議案第５号 平成２７年度伊勢原市介護保険事業特別会計予算

３３５ページになります。歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ６３億７７００万円と定めまして、また、一時借入金につきまして定めるものでございます。

予算規模につきましては、要介護認定者の増加に伴う保険給付費の増加などによりまして、前年度と比べて、２億９３００万円、４．８％の増となっております。

○議案第６号 平成２７年度伊勢原市後期高齢者医療事業特別会計予算

続きまして、３７１ページになります。歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ１０億３０００万円と定めるものでございます。

予算規模につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増加などによりまして、前年度と比べて、４８００万円、４．９％の増となっております。

以上が、当初予算議案でございます。

議案書のほうをお願いしたいと思います。条例の制定２議案についてでございます。

○議案第７号 伊勢原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について

議案書の１ページをごらんいただきたいと思います。地域の自主性及び自立性

を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次地方分権一括法による介護保険法の一部改正に伴いまして、従来、厚生労働省令等で定められていた指定介護予防支援事業所の職員数や運営等の基準を、市の条例で定めたいので、提案するものでございます。

2ページから22ページに条例案を掲載しておりますので、ご確認くださいようお願いいたします。

○議案第8号 伊勢原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について

23ページをお開きいただきたいと思います。先ほどの説明と同じく、第3次地方分権一括法による介護保険法の一部改正に伴いまして、従来、厚生労働省令等で定められていた地域包括支援センターの職員数等の基準を、市の条例で定めたいので、提案するものでございます。

24ページ、25ページに条例案を掲載しておりますので、ご確認くださいようお願いいたします。

続きまして、条例の一部改正10議案でございます。

○議案第9号 伊勢原市部設置条例の一部を改正する条例について

26ページ。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴いまして、市長が主宰する総合教育会議に関する事務の所管を定めるほか、部の事務分掌につきまして、所要の改正をしたいので、提案するものでございます。

27ページに改正条例案、28ページに新旧対照表を掲載しておりますので、ご確認くださいようお願いいたします。

○議案第10号 伊勢原市行政手続条例の一部を改正する条例について

29ページをごらんいただきたいと思います。行政手続法の一部改正によりまして、国民の権利、利益の保護充実のため、新たに加えられました行政指導の中止等の求めなどの手続等につきまして定めたいので、提案するものでございます。

30ページから32ページに改正条例の案、33ページから42ページに新旧対照表を掲載しておりますので、ご確認くださいようお願いいたします。

○議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

43ページになります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴いまして、新たな教育委員会制度への移行が図られることから、伊勢原市議会委員会条例、伊勢原市職員定数条例など関係条例につきまして、所要の改正をしたいので、提案するものでございます。

44、45ページに改正条例案、46から49ページに新旧対照表を掲載しておりますので、ご確認くださいようお願いいたします。

○議案第12号 伊勢原市特別職員の給与に関する条例及び伊勢原市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部

を改正する条例について

続きまして、５０ページになります。市長、副市長及び教育長の給料につきましては、本年３月までの間、市長は１００分の３０、副市長は１００分の２０、教育長は１００分の１５の減額措置を講じております。社会経済情勢等を勘案いたしまして、平成２８年３月までの間、引き続き減額措置を講じたいので、提案するものでございます。

あわせまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴いまして、新たな教育委員会制度へ移行することから、所要の改正をしたいので、提案するものでございます。

５１ページから５４ページに改正条例案、５５ページから５８ページに新旧対照表を掲載しておりますので、ご確認くださいようお願いいたします。

○議案第１３号 伊勢原市営駐車場設置条例の一部を改正する条例について

５９ページになります。市営大山第２駐車場につきまして、同地域における民間駐車場との料金格差の是正をするとともに、安価であるため生じている駐車場待ちによる近隣道路の渋滞緩和を図るため、使用料の額を改正したいので、提案するものでございます。

６０ページに改正条例案、６１、６２ページに新旧対照表を掲載しておりますので、ご確認くださいようお願いいたします。

○議案第１４号 伊勢原市ごみ処理等の適正化及びポイ捨て等の防止に関する条例の一部を改正する条例について

６３ページをお開きいただきたいと思います。愛玩動物の死体処理につきまして、受益者負担の適正化の観点から、実費に見合った手数料の額に改正したいので、提案するものでございます。

６４ページに改正条例案、６５ページに新旧対照表を掲載しておりますので、ご確認くださいようお願いいたします。

○議案第１５号 伊勢原市介護保険条例の一部を改正する条例について

６６ページをごらんください。介護保険法の一部改正に伴いまして、指定介護予防支援事業所は法人であることを規定するほか、介護保険料の改定や介護予防日常生活支援総合事業の実施の猶予等につきまして定めたいので、提案するものでございます。

６７ページから６９ページに改正条例案、７０ページから７４ページに新旧対照表を掲載しておりますので、ご確認くださいようお願いいたします。

○議案第１６号 伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

７５ページになります。介護保険法施行規則等の一部改正に伴いまして、小規模多機能型居宅介護サービスの登録定員を２５人から２９人に拡充するなど、所要の改正を行いたいのので、提案するものでございます。

７６ページから８４ページに改正条例案、８５ページから１２９ページに新旧

対照表を掲載しておりますので、ご確認くださるようお願いいたします。

○議案第 17 号 伊勢原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

130 ページになります。介護保険法施行規則等の一部改正に伴いまして、小規模多機能型居宅介護サービスの登録定員を 25 人から 29 人に拡充するなど、所要の改正を行いたいのので、提案するものでございます。

131 ページから 134 ページに改正条例案、135 ページから 151 ページまでに新旧対照表を掲載しておりますので、ご確認くださるようお願いいたします。

○議案第 18 号 伊勢原市小児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

152 ページになります。満 1 歳以上の児童を養育する者に対し、所得制限を設けた上で、通院に係る医療費の助成対象年齢を小学校 3 年生から小学校 4 年生まで拡大したいので、提案するものでございます。

153 ページ、154 ページに改正条例案、155 ページから 157 ページまでに新旧対照表を掲載しておりますので、ご確認くださるようお願い申し上げます。

続きまして、補正予算 6 議案でございます。クリーム色の 3 月定例会の補正予算及び予算説明書をごらんいただきたいと思います。

○議案第 19 号 平成 26 年度伊勢原市一般会計補正予算（第 6 号）

3 ページをごらんいただきたいと思います。この補正予算につきましては、歳入歳出予算、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を行うもので、既定の予算総額に 1 億 7 9 9 3 万 4 0 0 0 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を 2 9 3 億 3 7 3 4 万 8 0 0 0 円とするものでございます。

まず、歳出予算の補正につきましてご説明をいたします。補正の内容につきましては、大きく 5 点ほどございます。内容別にご説明いたします。

26 ページ、27 ページをお開きいただきたいと思います。1 点目といたしましては、平成 25 年度に収入いたしました国庫支出金の精算返納金の追加でございます。2 款総務費、1 項総務管理費において、国庫支出金等精算返納金を 7 5 1 2 万 8 0 0 0 円追加いたします。内訳といたしましては、生活保護費国庫負担金分が 7 2 3 7 万 8 8 6 7 円、セーフティネット支援対策等事業費補助金分が 2 7 1 万 6 0 0 0 円、児童虐待防止対策支援事業費補助金分が 3 万 3 0 0 0 円となっております。

補正の 2 点目といたしましては、事務事業の執行に当たり、過不足を生じる見込みとなった経費の追加または減額でございます。同ページの 3 款民生費、1 項社会福祉費におきまして、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費 2 4 0 万円

の追加につきましては、小規模多機能型居宅介護事業所の開設支援に伴うものです。同じく3款民生費、3項生活保護費の2000万円の追加につきましては、医療扶助費の増加に伴うものでございます。

3点目といたしましては、特別会計予算の補正に伴う特別会計に対する繰出金の追加または減額でございます。3款民生費、1項社会福祉費において、4826万円の追加ということで、国民健康保険事業特別会計繰出金を追加いたします。7款土木費、4項都市計画費におきましては、下水道事業特別会計繰出金を減額するとともに、伊勢原駅北口市街地整備推進事業費として、繰出金を追加するものでございます。

4点目といたしましては、市債の追加または減額に伴う財源内訳の変更になります。2款総務費、1項総務管理費におきましては、退職手当債の追加によりまして、1目一般管理費の財源として、市債7750万円を追加いたしまして、一般財源を減額する内訳の変更でございます。28、29ページをおめくりいただきたいと思います。9款教育費、2項小学校費におきまして、石田小学校校舎等取得事業債及び桜台小学校取得事業債の全額1億9810万円を減額いたします。これに伴う財源内訳の変更をするものでございます。

5点目といたしましては、財政調整基金積立金の追加になります。26ページ、27ページにございますように、歳入歳出予算の補正に係る残余を積み立てることによりまして、財政調整基金積立金を追加いたします。

続きまして、歳入予算の補正内容をご説明いたします。補正内容は、大きく分けて3つございます。

20ページ、21ページをごらんいただきたいと思います。1点目は、市税を中心とした一般財源の整理でございます。決算見込みに基づきまして、1款市税、1項市民税におきまして、個人市民税現年課税分及び法人市民税現年課税分を3億7700万円追加するものでございます。同じく1款市税、2項固定資産税において、固定資産税現年課税分を7300万円追加いたします。1款市税、3項軽自動車税について、軽自動車税現年課税分を600万円追加、同じく1款市税、7項都市計画税において、都市計画税現年課税分を900万円追加するものでございます。

22、23ページをごらんください。18款繰入金、2項基金繰入金におきまして、財政調整基金繰入金の減額につきましては、歳入歳出予算の補正に伴いまして、一般財源に残余が生じたことから、当初予算に計上いたしました繰入金を全額取りやめとしたものでございます。19款繰越金、1項繰越金につきましては、前年度繰越金の追加につきましては、平成25年度決算の確定によるものでございます。

2点目といたしましては、ただいま説明いたしました歳出予算の補正に伴う財源として、国庫支出金及び県支出金を追加するものでございます。20ページ、21ページにお戻りいただきまして、14款国庫支出金、1項国庫負担金におき

まして、生活保護費負担金 1 5 0 0 万円を追加するものでございます。内容といましては、生活保護費の追加に伴うものでございます。22、23 ページ、14 款国庫支出金、国庫負担金におきまして、保険基盤安定負担金を 4 7 4 万 3 0 0 0 円追加いたします。またさらに、15 款県支出金、1 項県負担金につきまして、保険基盤安定負担金を 3 1 0 1 万 9 0 0 0 円追加いたします。これらにつきましては、国民健康保険事業特別会計繰出金の追加によるものでございます。同じく 15 款県支出金、2 項県補助金につきまして、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 2 4 0 万円追加ということでございます。こちらにつきましては、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費の追加によるものでございます。

3 点目といましては、市債の整理でございます。24 ページ、25 ページをごらんください。歳出予算の補正の内容でご説明いたしましたが、21 款市債、1 項市債におきまして、石田小学校校舎等取得事業債及び桜台小学校取得事業債を全額減額いたしますとともに、退職手当組合負担金の財源として、退職手当債を追加するものでございます。

次に、繰越明許費の補正につきまして、ご説明いたします。10 ページにお戻りいただきたいと思います。地権者、また、工事関係機関との協議等のため、年度内の完了が困難と見込まれる 3 事業につきまして、繰越明許費を設定するものでございます。

続きまして、債務負担行為の補正について、ご説明いたします。11 ページになります。平成 27 年度当初から執行する施設設備の維持管理や施設の運営管理、電算システム等の保守管理、燃料、原材料等の購入につきまして、平成 26 年度中に契約準備事務を行うために設定するものでございます。

次に、地方債の補正について、ご説明いたします。12 ページ、13 ページになります。退職手当債の追加や石田小学校校舎等取得事業債及び桜台小学校取得事業債の減額に伴いまして、起債の限度額を変更するものでございます。

○議案第 20 号 平成 26 年度伊勢原市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

続きまして、43 ページをお開きいただきたいと思います。この補正予算につきましては、歳入歳出予算及び債務負担行為の補正を行うもので、既定の予算総額に 2 億 3 9 7 2 万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を 1 1 1 億 1 4 1 9 万 4 0 0 0 円とするものでございます。

まず、歳出予算の補正内容につきまして、ご説明をさせていただきます。58 ページ、59 ページをごらんいただきたいと思います。2 款保険給付費、1 項療養諸費において、一般被保険者療養給付費の追加につきましては、高齢者医療費の増加によりまして、不足を生じる見込みとなったものでございます。また、財源内訳の変更につきましては、退職被保険者の減少に伴います現年度療養給付費等交付金の減額によるものでございます。同じく 2 款保険給付費、2 項高額療養費におきまして、一般被保険者高額療養費の追加につきましては、高齢者医療費

の増加によりまして、不足を生じる見込みとなったものでございます。財源内訳の変更につきましては、現年度療養給付費等交付金の減額によるものでございます。同じく２款保険給付費、３項移送費につきまして、財源内訳を変更いたします。現年度療養給付費等交付金の減額による財源内訳の変更でございます。

６０ページ、６１ページをおめくりください。３款後期高齢者支援金等、１項後期高齢者支援金等において、財源内訳の変更を行います。財源内訳につきましては、現年度療養給付費等交付金の減額による変更でございます。４款前期高齢者納付金等、１項前期高齢者納付金等において、前期高齢者納付金を追加いたします。これについては、社会保険診療報酬支払基金に対する支払額の確定によるものでございます。９款基金積立金、１項基金積立金におきまして、国民健康保険療養給付費等支払調整基金積立金の追加を行います。こちらについては、平成２６年度の決算見込みに基づく追加でございます。１１款諸支出金、１項償還金及び還付加算金において、償還金を追加させていただきます。こちらについては、平成２５年度に収入した国庫負担金の精算に伴うものでございます。

歳入予算の補正内容について、ご説明いたします。５４ページ、５５ページにお戻りいただきたいと思います。１款国民健康保険税、１項国民健康保険税において、一般被保険者国民健康保険税医療給付費分現年課税分の減額、一般被保険者国民健康保険税後期高齢者支援金分現年課税分の減額、一般被保険者国民健康保険税介護納付金分現年課税分の減額につきましては、制度改正による保険税軽減額の増加によるものでございます。３款国庫支出金、１項国庫負担金において、現年度療養給付費等国庫負担金の追加でございます。こちらにつきましては、一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費の追加によるものでございます。４款療養給付費等交付金、１項療養給付費等交付金において、現年度療養給付費等交付金を減額いたします。こちらについては、退職被保険者の減少等によるものでございます。９款繰入金、１項他会計繰入金におきまして、保険基盤安定繰入金の追加を行います。こちらについては、制度改正によります保険税軽減額の増加によります一般被保険者国民健康保険税の減額を補填するためのものでございます。財政安定化支援事業繰入金の追加につきましては、被保険者に占める高齢者の割合の増加に伴うものでございます。

５６ページ、５７ページをおめくりください。１０款繰越金、１項繰越金におきまして、その他繰越金の追加を行います。こちらについては、平成２５年度決算の確定によるものでございます。

次に、債務負担行為の補正について、ご説明いたします。４８ページにお戻りいただきたいと思います。平成２７年度当初から執行する施設設備の維持管理等につきまして、平成２６年度中に契約準備事務を行うために設定するものでございます。

○議案第２１号 平成２６年度伊勢原市下水道事業特別会計補正予算（第３号）

続きまして、６７ページをごらんください。この補正予算は、歳入歳出予算、

継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を行うものでございます。既定の予算総額から４０００万円を減額し、歳入歳出予算の総額を４３億２６２５万１０００円とするものでございます。

歳出予算の補正内容につきまして、ご説明いたします。８４ページ、８５ページをごらんください。２款事業費、１項公共下水道事業費におきまして、終末処理場整備事業費の減額につきましては、水処理機械設備・電気設備工事委託協定の変更に伴うものでございます。

次に、歳入予算の補正内容について、ご説明いたします。８２、８３ページをごらんいただきたいと思います。歳出予算の補正に伴いまして、１款分担金及び負担金、１項負担金におきまして、秦野市建設費負担金を１２４０万７０００円減額いたします。４款繰入金、１項他会計繰入金におきまして、一般会計繰入金を９万３０００円減額します。７款市債、１項市債におきまして、公共下水道債を２７５０万円減額するものでございます。

次に、継続費の補正につきまして、ご説明いたします。７１ページをごらんください。終末処理場整備事業費につきまして、水処理機械設備・電気設備工事委託協定の変更に伴いまして、２カ年の事業費の総額と平成２６年度及び平成２７年度の年割額をそれぞれ減額するものでございます。

次に、繰越明許費の補正でございます。７２ページをごらんください。地元調整、また、工事関係機関との協議等のため、年度内の完了が困難と見込まれる２事業につきまして、繰越明許費を設定するものでございます。

続きまして、債務負担行為の補正につきましては、７３ページでございます。平成２７年度当初から執行する施設設備の維持管理、施設の运营管理、燃料、原材料等の購入につきまして、平成２６年度中に契約準備事務を行うために設定するものでございます。

続きまして、地方債の補正につきまして、ご説明いたします。７４ページ、７５ページをおめくりください。公共下水道事業債の減額に伴いまして、起債の限度額を変更するものでございます。

○議案第２２号 平成２６年度伊勢原市用地取得事業特別会計補正予算（第１号）

続きまして、９３ページをごらんください。この補正予算につきましては、歳入歳出予算及び地方債の補正を行うもので、既定の予算総額から８９４９万８０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を２５０万２０００円とするものでございます。

まず、歳出予算の補正内容につきまして、ご説明いたします。１０６ページ、１０７ページをごらんください。都市計画道路伊勢原駅前線の用地取得につきまして、地権者との交渉に時間を要し、年度内に完了できないことから、１款公共用地先行取得等事業費、１項公共用地先行取得等事業費におきまして、伊勢原駅前線整備事業用地取得費を８９２０万６０００円減額いたします。２款公債費、１項公債費におきまして、都市開発資金利子を２９万２０００円減額するもので

ございます。

次に、歳入予算の補正内容につきまして、104ページ、105ページをごらんください。第1款繰入金、第1項他会計繰入金におきまして、一般会計繰入金の追加につきましては、歳入歳出予算の補正に伴い、150万2000円追加するものでございます。2款市債、1項市債につきまして、都市開発資金貸付金を減額いたします。こちらについては、伊勢原駅前線整備事業用地取得費の減額に伴うものでございます。

次に、地方債の補正について、ご説明いたします。96、97ページにお戻りいただきたいと思います。都市開発資金貸付金の減額に伴いまして、起債の限度額を変更するものでございます。

○議案第23号 平成26年度伊勢原市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

111ページにお進みいただきたいと思います。この補正予算につきましては、債務負担行為の補正を行うものでございます。113ページをごらんください。平成27年度当初から執行する施設の運営管理、電算システム等の保守管理につきまして、平成26年度中に契約準備事務を行うために設定するものでございます。

○議案第24号 平成26年度伊勢原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

続きまして、121ページをごらんください。この補正予算につきましては、歳入歳出予算及び債務負担行為の補正を行うものでございます。既定の予算総額に542万1000円追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を9億8735万3000円とするものでございます。

まず、歳出予算の補正内容についてご説明いたします。132ページ、133ページをごらんください。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金につきまして、保険料等納付金を542万1000円追加いたします。こちらにつきましては、歳入予算の補正における保険料等の追加によるものでございます。

次に、歳入予算の補正内容につきまして、ご説明いたします。130ページ、131ページをおめくりいただきたいと思います。1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料におきまして、普通徴収保険料現年度分を300万円追加いたします。こちらについては、平成26年度の決算見込み等に基づくものでございます。4款繰越金、1項繰越金において、前年度繰越金を242万1000円追加いたします。こちらについては、平成25年度の決算の確定に伴うものでございます。

次に、124ページをごらんください。債務負担行為の補正でございます。平成27年度当初から執行する施設の運営管理等につきまして、平成26年度中に契約準備事務を行うために設定するものでございます。

以上、補正予算の内容でございます。

なお、国におきます地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策に対応するための予算措置につきましては、新たに地域住民生活等緊急支援のための交付金が交付されることとなっております。この交付金の実施計画等がまとめ次第、今定例会に追加提案させていただく予定としておりますので、あらかじめご承知いただきますようお願い申し上げます。

その他の議案、2議案でございます。

○議案第25号 市道の認定について

議案書のほうにお戻りいただきまして、158ページをお開きいただきたいと思います。こちらについては、池端地内2路線につきまして、新たに市道認定したいので、道路法の規定に基づきまして提案するものでございます。

159ページ、160ページに市道認定調書、161ページに市道認定図を掲載しておりますので、ご確認くださいようお願いいたします。

○議案第26号 工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について

162ページをごらんいただきたいと思います。伊勢原市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の変更につきまして、伊勢原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき提案するものでございます。

163ページに変更協定の概要、164ページに変更協定、165ページから168ページに変更前の協定を掲載しておりますので、ご確認くださいようお願いいたします。

次に、報告案件6件でございます。いずれも市長の専決事項の指定に基づきまして専決処分をいたしましたもので、地方自治法の規定により報告させていただくものでございます。

○報告第1号 専決処分の報告について（伊勢原市情報公開条例及び伊勢原市個人情報保護条例の一部を改正する条例について）

170ページをごらんください。独立行政法人通則法の一部改正に伴いまして、伊勢原市情報公開条例及び伊勢原市個人情報保護条例中に引用する、独立行政法人通則法からの用語等を整理したものでございます。

171ページに改正条例、172ページから174ページに新旧対照表を掲載しております。ご確認くださいようお願いいたします。

続きまして、損害賠償の額の決定及び和解の報告5件でございます。

○報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

まず、175ページ。事故の概要は、176ページに記載させていただいております。昨年12月28日に発生いたしました、市営駐車場ゲートバーとの接触による車両損傷事故に係るものでございます。事故の概要でございますけれども、市営大山第2駐車場の出入り口におきまして、相手方自動二輪車の出庫中にゲートバーが下降したことから、相手方が転倒いたしまして、車両に損傷を与えたものです。本市と相手方との過失割合につきましては、市側が100%でござ

いまして、賠償額につきましては、本市が加入している市民総合賠償補償保険により補填されることになります。損害賠償額は、9万5807円でございます。

○報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

続きまして、177ページ。事故の概要につきましては、178ページをごらんいただきたいと思います。10月17日に発生した、公用車との接触による車両損傷事故に係るものでございます。事故の概要でございますが、職員が公用車でリサイクル倉庫へ向かう途中、串橋地内でございますけれども、交差点に進入した際、左方向から直進してきた相手方車両と接触いたしまして、相手方車両に損傷を与えたものでございます。本市と相手方の過失割合につきましては、市側の過失が60%でございます。まして、本市賠償額につきましては、本市が加入している自動車事故の損害賠償に係る任意保険により補填されます。損害賠償額は、12万9892円でございます。

○報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

続きまして、179ページになります。事故の概要につきましては、180ページをごらんください。11月21日に発生いたしました、公用車との接触による車両損傷事故に係るものでございます。事故の概要といたしましては、職員が公用ダンプ車で、東名高速道路の南側側道を厚木方向へ走行中、左方向から直進してきた相手方車両と接触いたしまして、相手方車両に損傷を与えたものです。本市と相手方との過失割合については、市側過失50%でございます。まして、本市賠償額につきましては、本市が加入している自動車事故の損害賠償に係る任意保険により補填されることになります。損害賠償額は、32万5987円でございます。

○報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

181ページでございます。事故の概要につきましては、182ページをごらんください。11月1日に発生いたしました、道路段差によるマンホールふたと車両との接触による損傷事故に係るものでございます。市道812号線（歌川地内）におきまして、道路に段差が生じていたことから、走行中の相手方車両のマフラーが、路面より高い位置にあったマンホールのふたと接触いたしまして、相手方車両に損傷を与えたものでございます。本市と相手方との過失割合は、市側過失50%でございます。まして、本市賠償額につきましては、本市が加入している下水道賠償責任保険により補填されることになります。損害賠償額は、20万8069円でございます。

○報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

183ページになります。事故の概要につきましては、184ページをごらんください。9月6日に発生いたしました、救急車との接触による相手方車両の損傷及び治療費に係るものでございます。救急車で国道246号線（田中地内）を走行中、道路左側に寄って、進路を譲っていた相手方車両を追い抜く際、相手方車両が道路中央寄りに動き出したことから、相手方車両と接触し、相手方車両に

損傷を与えた事故でございます。この際、相手方が右手を打撲したという治療費の補償もございます。本市と相手方との過失割合につきましては、市側の過失が10%でございます、本市賠償額につきましては、車両損傷分につきましては、加入している自動車事故の損害賠償に係る任意保険により補填されます。また、治療費分につきましては、自動車損害賠償責任保険より補填されることになります。損害賠償額は、5万1442円でございます。

以上で、3月議会定例会に提出いたします議案等につきましてはの説明を終了させていただきます。

なお、追加議案といたしまして、監査委員の任期満了に伴う人事案件が1議案及び国の地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策に関する補正予算1議案の提出を予定しておりますので、あらかじめご承知おきいただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長【越水清議員】 ただいま総務部長から説明がありました内容について、質疑等があればお伺いいたします。（「進行」の声あり）

以上で、執行者側の議案説明を終了します。

次に、議案等の委員会付託についてを議題とし、事務局から内容を説明します。局長。

○議会事務局長【佐藤順】 それでは、お手元に審査付託表の案を2枚お配りしてありますので、ごらんいただきたいと思います。正副委員長と協議の上、案を作成させていただきました。

1枚目は、3月3日分でございます。市長提出議案第7号から議案第26号までの20件ございまして、議案第7号、議案第8号、議案第15号から議案第18号までの6件につきましては、教育福祉常任委員会に付託の案でございます。それ以外の14件につきましては、付託省略としてございます。2枚目の3月9日分でございますが、当初予算案件でございます。議案第1号から議案第6号までということでございまして、一般会計予算につきましては、所管部分を各常任委員会に分割付託、特別会計予算につきましては、それぞれ所管の各常任委員会に付託するという案でございます。

以上でございます。

○委員長【越水清議員】 ただいま説明した内容について、質疑、意見があればお伺いいたします。（「なし」の声あり）それでは、お諮りをいたします。議案の委員会付託については、配付した付託表のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【越水清議員】 ご異議ありませんので、付託表のとおり決定いたします。

次に、会期の決定についてを議題とし、事務局から内容を説明いたします。局長。

○議会事務局長【佐藤順】 会期の決定につきましては、過日原案をお示ししたところでございますが、その内容に基づいて日程案を作成してございます。会期日程案をごらんいただきたいと思います。会期につきましては、２月２４日から裏面の３月２５日までの３０日間となります。

- ・ ２月２４日 本会議 提案説明
- ・ ２月２６日 総括質疑 一般質問通告期限正午
- ・ ３月 ３日 本会議 議案審議
- ・ ３月 ５日 委員会 付託審査
(教育福祉常任委員会 午前９時３０分)
- ・ ３月 ６日 委員会 付託審査
- ・ ３月 ９日 本会議 総括質疑
- ・ ３月１１日 委員会 予算審査
(総務常任委員会 午前９時３０分)
- ・ ３月１２日 委員会 予算審査
(産業建設常任委員会 午前９時３０分)
- ・ ３月１６日 委員会 予算審査
(教育福祉常任委員会 午前９時３０分)
- ・ ３月１８日 本会議 一般質問
- ・ ３月１９日 本会議 一般質問
- ・ ３月２３日 本会議 一般質問
- ・ ３月２５日 本会議 最終日

なお、総務常任委員会、産業建設常任委員会の付託案件が出てまいりました場合は、再度ご協議をお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長【越水清議員】 ただいま局長から説明がありました内容について、ご意見があれば、お伺いいたします。（「なし」の声あり）それでは、お諮りいたします。会期の決定については、配付した内容のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長【越水清議員】 ご異議ありませんので、配付した内容で２月２４日の本会議において議長からお諮りいたします。

以上で、３月定例会の運営についてを終了します。執行者の皆様、お疲れさまでございました。

ちょっと休憩させていただきます。よろしくお願いいたします。

午前 10 時 28 分 休憩

午前 10 時 34 分 再開

○委員長【越水清議員】 それでは、再開いたします。

次に、次第の 4、委員会の機能充実についてを議題といたします。本件につきましては、昨年 8 月 27 日の本委員会において、議会改革・活性化委員会の提案のとおり、実施について決定をいたしました。その際、議長から具体的な取り組みについては、引き続き協議を行うよう、議会改革・活性化委員会に対して申し入れがあったものです。本日、議会改革・活性化委員会から、現在までに決定した具体的な取り組み案について、本委員会で協議願いたいとのことであります。

それでは、議会改革・活性化委員会委員長である相馬委員に、同委員会の協議結果をご説明願います。

○委員【相馬欣行議員】 先ほど話がありましたように、議会改革・活性化委員会としては、2013 年 7 月 31 日に第 1 回目の会議を開いてから、実際、ここまで 2 年間で 20 回の会議を開催させていただきまして、るるここまでいろんな部分で話をさせていただきました。具体的には 4 項目、市民への情報発信、それから、委員会の機能充実、それから、議会基本条例制定、議会運営の効率化を高める取り組みについて、この辺の中身について論議をしてきたところでございます。

2014 年 1 月に、実は各会派のご協力をいただきまして、予算等も各会派から出させていただいて、行政視察のほうをさせていただきました。静岡県の藤枝市、富士市を視察をさせていただいた。それから、2014 年 3 月 25 日、議会運営委員会を開催させていただいて、一般質問の通告方法、事前告知、この辺について執行方法を決定させていただきました。その後、これについては、7 月 18 日に最終的に正式実施を決定していただいたということになります。

先ほど委員長から話がありました、8 月 27 日に委員会の機能充実について、その方向性について承認をいただきました。その中身については、各委員会が通年で活動を行い、所管する重要事項について、独自に調査、検討、論議し、タウンミーティングを実施した上で、執行者に提案していく。具体的な活動については省略しますが、その辺の方向性について承認をいただき、この内容を具現化するために、具体的にどうするかということで、委員会の中で論議をさせていただいて、今回の内容に至っているということになります。

先ほど話がありましたように、委員会の機能充実についてということで、具体的にどのような仕組みで進めていくかということで論議をしました。最終的には、お手元にありますとおり、伊勢原市議会まちづくり検討会議、略称として議会まち検というような形で、新たな仕組みをつくって進めていく、こういう形が一番

いいのではないかとということで、具体的には、ここに書かれているとおり、10項目の内容について詳細な決定をさせていただきました。1としては全体の運営について、2としては運営組織について、3として委員会の活動について、4として幹事会の開催について、5としては全議員による取り組み内容の確認について、6として広報・広聴活動について、7としてタウンミーティングの開催について、8としては政策提案について、9として政策反映の確認について、10として運営上の課題等についてということで決めさせていただきました。

この中身については、今でも委員を通じて各会派に持ち帰りを繰り返しています。この中身から、具体的にこの場で全ての中身の論議について、私から説明は省略させていただきますけれども、各委員からは、この中身で会派としても承認いただいたという話を受け、今回の議運に対して最終的な論議を進めていただき、決定していただく方向で、今回の提案に至ったということでございます。

今までの流れ、それから、議会活性化委員会8名のここまで20回の論議、この辺を酌んでいただいて、この場での論議をさせていただければと思いますので、ぜひご審議をよろしくお願いしたいと思います。

私からの提案は、以上でございます。

○委員長【越水清議員】 ありがとうございました。

相馬委員からの説明について、ご意見等があれば、お伺いいたします。（「なし」の声あり）特にないようですので、本委員会といたしましては、相馬委員の説明のとおりとすることに、賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○委員長【越水清議員】 挙手全員。よって、本件については、ただいまの内容のとおり決定いたします。

ほかにご意見等ございませんか。

○議長【小沼富夫議員】 議長の立場から申し上げさせていただきたいのでありますけれども、本日決定いたしました内容については、議員の任期が4年間の中の長期的な取り組みだと思っています。そういう中で、各委員会が取り上げるテーマの重要度も年度ごとで変わってくることも考えられますし、また、今回決定した事項については、決定したから、これですつといくものだということではなくて、やはりその都度検証しながら、今後も適宜見直しを図っていくという柔軟な姿勢での対応を、ぜひその節にはお願いをいたしたいなというふうに思っておりますので、どうぞご理解をいただければと思います。

以上です。

○委員長【越水清議員】 ただいまの議長の発言につきまして、ご意見等があればお伺いいたします。（「なし」の声あり）ご意見がないようでございますので、決定のとおり対応を願います。

委員会の機能充実についての審議が終わりました。

本日予定した案件は以上ですが、その他に何か発言があればお伺いいたします。
（「なし」の声あり）

それでは、各委員におかれましては、本日の決定事項について、それぞれの会派において報告をお願いいたします。本日出席されていない会派については、私から報告いたします。

以上をもちまして、本日の議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前 10 時 42 分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

平成 27 年 2 月 18 日

議会運営委員会
委員長 越水 清